

## ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上の引上げを求める意見書

政府は、2024年の診療報酬・介護報酬改定で賃上げに特化したベースアップ評価料や新介護加算を盛り込んだが、その効果は極めて限定的であり、2.5%のベースアップ目標には程遠く、2025年春闘結果で日本医労連加盟の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%（5,772円）にとどまり、2025年民間主要企業春季賃上げ平均率5.52%、平均額1万8629円と比べて3分の1程度にとどまっている。さらに年間賞与の平均額においては、もともとが民間主要企業の半分程度なところを、今年さらに引き下げられる医療機関や介護施設が続出している。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、最低でも全産業平均を上回る賃上げで格差を埋め、全てのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきである。その賃上げのためには、事業存続の危機にまで至っている医療・介護施設への緊急援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬を最低でも10%以上引き上げるべきである。（年収ベースで全産業平均賃金との格差を埋め、物価高騰を上回る全てのケア労働者の賃上げには月額平均5万円以上の賃上げが必要であり、2024年診療報酬改定に盛り込まれたベースアップ評価料、賃上げの原資に必要な診療報酬引上げ率0.61%を基礎に5万円に必要な診療報酬引上げ率を6.31%と算出した上で、賞与の財源を捻出するためには医療・介護事業所が物価高騰を上回るプラス改定が必要であるため、それを加味して10%以上の引上げ率とした。）

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任で全てのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下の事項を要望する。

### 記

- 1 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、2026年度の診療報酬改定と、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、全ての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引上げ改定を実施すること。また当面の支援策として、2025年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月23日

能代市議会議長

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 宛